

交通安全だより

第25号 平成19年7月発行 札幌市交通安全運動推進委員会 [m.211-2268

父 进安 全

札幌市の交通安全 http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzer





7月18日(水)~7月27日(金)

~重点項目~

子どもと高齢者の交通事故防止!

二輪車の交通事故防止!

シートベルト&デイ・ライト運動の推進!

交通事故は皆様一人一人の心掛けで<u>確実</u>に減らしていくことが出来ます! 交通安全を自らのことと捉え、交通マナーの実践が主体的に行なわれるよう、 家庭や地域内においてもぜひ交通安全について話しあう機会を設けてみてください。



乗用車の四輪に対して、二輪車はその姿を見て頂ければ 分かる通り非常に不安定な乗り物です。

それだけに、運転者の<mark>危険予測能力・運転技術</mark>が求められる乗り物であると言えます。

二輪車の特性をしっかりと理解しておくこと、そして何より常日頃から安全運転を心がけ運転することで、二輪車 事故は防いでいくことができます。



ちなみに・・・・・ 8月19日はバイクの日です! ご存知でしたか?

~二輪車の危険な特性~

- ① 二輪車は、転倒しやすい乗り物! 特に、ブレーキ時には細心の注意を払いましょう。
- ② 近くを走っていても遠くに錯覚されや すい!

乗用車に比べ、車体の小さな二輪車は 単純に見落とされやすいという欠点があ ります。

③ 死亡事故につながる可能性が高い! 乗用車と違い、運転者の体が外に出ている為、交通事故がそのまま死亡・重傷事故につながる可能性が高くなります。

デイ・ライト運動実施中 昼間のライト点灯にご協力を!

守ろう!道路交通法!

部改正となりました~





飲酒運転等の罰則強化

H19年9月19日までに施行

- ●酒酔い運転
- ●麻薬等運転

3年以下の懲役! または 50万円以下の罰金!

5年以下の懲役! または 100万円以下の罰金!

- ●酒気帯び運転
- ●過労運転等

1年以下の懲役! または 30万円以下の罰金!

3年以下の懲役! または 50万円以下の罰金!



さらに・

飲洒運転を容認・助長した者 に対する罰則も強化!

☆車両提供の禁止

☆酒類提供の禁止

☆同乗の禁止

~貸さない!!

~飲ませない!!

~乗らない!!



転車の歩道通行ルールの見直し

H20年6月19日までに施行

~ただし、あくまで歩道は歩行者

■普通自転車が歩道を通行できる場合

普通自転車の歩道通行 可を意味する標識等が あるとき





- ①「歩道通行可」の標識があるとき
- ②児童や幼児など政令で定める者が 運転するとき
- ③車道通行が危険なときなど、やむを 得ないと認められるとき



この他にも・・

- 〇救護義務違反(ひき逃げ)の厳罰化
- ○聴覚障害者の免許取得の可の範囲拡大
- ○75歳以上の運転者に認知機能検査導入
- ○シートベルト、後部座席も義務化

などの改正点があります。

児童や幼児の自転車乗車時には、保護 者にヘルメット着用の努力義務!

~「乗車時」とは~

- ①自転車を運転させるとき
- ②補助いす等で、同乗させるとき



つづきは

次号(26号)にて説明

ラが一の事故に備えシートベルトを着用しましょう

除外

(1)負傷、疾病、傷害または 妊娠中のため、